

前田 和孝

政策・経済研究部
エコノミスト

緊張状態が続く英国とEUの関係

1. 通商協定合意から1年が経過

英国のEU離脱に伴う移行期間が終了してから1年が経過したが、英国とEUの関係には緊張感が漂っている。英国とEUは、2017年より英国のEU離脱に向けた交渉を開始した。英国本土と北アイルランド間の通関・検疫手続きを規定する「北アイルランド議定書（以下、議定書）」などを含む離脱協定は、英国議会の再三にわたる否決もあり、何度も延期された後、2020年1月に確定した。これにより、英国は2020年1月31日をもってEUを離脱し、12月31日までの移行期間に入った。移行期間は、英国とEUが2021年以降のルールを決める通商交渉を行なうほか、離脱に伴う混乱を回避するために設けられたものであり、その間、英国はEUルールに従う形となった。同期間中に行なわれた通商交渉は、双方の利害がぶつかり合い難航したが、最終的には移行期間終了の7日前となる12月24日ようやく貿易・協力協定（以下、通商協定）の合意に至った。

2. 議定書の履行が英国企業の負担に

移行期間終了後の物品貿易において、北アイルランドではEUの関税規則が適用されている。そのため、英国本土から北アイルランドに流入する物品に対しては、通関手続き等が必要になる（図表1）。北アイルランドは英国を構成する一地域だが、アイルランドとの武力抗争が続いた歴史的経緯から、EU加盟国であるアイルランドと北アイルランドの間で国境管理を厳格化しないよう、離脱協定では英国本土と北アイルランドの間に貿易上の境界線が引かれることになった。

とはいえ、ルール適用の初期段階においては、物流遅延等の混乱が生じることが想定され、2021年1月から3ヵ月間は、一部製品の英国本土から北アイルランドへの輸送に際して、輸出衛生証明書等の提出が免除されるなどの緩和措置が導入された。ただ、緩和措置は設けられたものの、英国企業の負担は思いのほか大きく、一部製品が北アイルランドで不足するなど物流に支障をきたす場面がみられた。

こうした状況を受け、英国は緩和措置の猶予期間を2021年9月末まで延長することを一方的に発表したほか、EUに議定書の内容変更に向けた再交渉を求めた。これに対して、EUは猶予期間の一方的な延長は離脱協定違反として、法的措置も辞さない構えを見せた。再交渉に関しても、英国が提案するように、通関・検疫手続きを北アイルランドからEUへの輸送リスクがある場合に限定するなどとした場合、本来は北アイルランドにとどまるはずだった衛生基準等を下回る製品がEUに流入する懸念から当初は否定的な見解を示した。

しかしながら、双方の交渉は膠着状態が続いたため、話し合いの末、結果的にEUは猶予期間の9月末までの延長を受け入れることを決めた。その後、期限はさらに延長され、現在は無期限延期状態となっている。加えて、EUは通関手続きに必要な書類の削減などを盛り込んだ改訂案を発表し、英国に譲

図表1 北アイルランド議定書の内容

北アイルランド議定書に係る関税・通関の取り扱い		
物品移動	関税の適用	通関手続き
①北アイルランド ⇒英国本土	適用なし	必要なし※
②英国本土 ⇒北アイルランド	a) EUへの輸送リスクがある場合 ⇒適用あり b) EUへの輸送リスクがない場合 ⇒適用なし	必要あり
③北アイルランド ⇔EU加盟国	適用なし	必要なし
主な緩和措置		
スーパーマーケットなど認定事業者による一部食品・飲料・農産物の英国本土から北アイルランドへの輸送に際して、輸出衛生証明書などの提出を免除		
冷蔵肉の英国本土から北アイルランドへの流通規制を緩和		

※ EU ⇒北アイルランド⇒英国本土のルートで移送される製品については、EU 輸出国の輸出要件の遵守が必要

出所：ONS、JETRO より明治安田総研作成

歩する姿勢を示した。もっとも、英国はさらなる負担軽減を求める可能性を示唆しており、EU の改訂案に同意するかどうかは現時点では不透明な状況となっている。

3. 対 EU 輸出入は停滞が続く

北アイルランドを介さず、英国本土と EU 間で物品貿易を行なう場合には、移行期間終了後、通関・検査手続きが新たに必要となった。ただ、英国が EU から輸入する際の通関や食品関連の検査等に関しては、段階的に行なう緩和措置が導入された。こうした措置は、その後、日程の見直しが何度か行なわれ、現時点ではその多くが今年の 7 月まで延長されている。

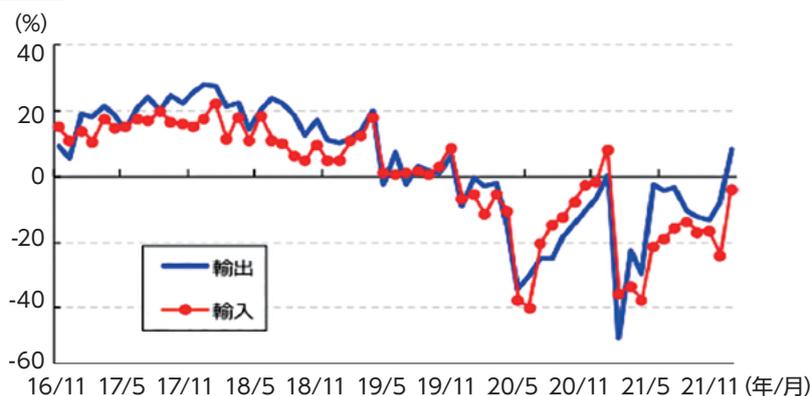
英国にとって EU は、2020 年の財貿易の輸出シェアで 48%、輸入シェアで 53%を占める最大の貿易相手である。英国の対 EU 輸出入の伸びをコロナ感染拡大前の 2 年前比で見ると、2021 年 11 月は輸出が+8.0%、輸入が同▲3.9%となった（図表 2）。輸入は 2021 年に入りマイナス圏での推移が続いている。輸出は 2020 年 12 月以来となるプラスに転換したが、これは 2 年前の 2019 年 11 月が、当初 10 月末に控えていた英国の EU 離脱の期限の翌月であり、前月の駆け込み取引とその反動減という段差があったためである。3 年前比で見ると▲4.0%となっており、物流の混乱回避に備えた措置が導入されてはいるものの、英国・EU 間の貿易は停滞が続いている。

議定書を巡る混乱や、英国が EU から輸入する際の緩和措置の適用期間が複数回にわたり延長されている実態を踏まえると、通商協定で新たに導入された通関・検査手続きが、企業の負担となっていることは想像に難くない。緩和措置を設けていたとしても、これらの業務が完全になくなることはなく、当面は英国・EU 間の輸出入の抑制要因になるとみられる。

議定書を巡る対立の長期化も懸念材料である。もともと議定書には、自国にとって経済・社会・環境上の問題を生じさせる場合には、一方的にルールを破棄できるセーフガード条項がついている。英国は、EU の対応次第では同条項の発動も辞さない構えを見せており、今後、英国が発動に踏み切り、その対抗措置として EU が制裁関税を賦課する事態にまで発展する可能性はある。ただ、この場合には英国・EU 間の貿易量の大幅な縮小が予想され、双方にとって経済的損失が大きい。

英国は、昨年豪州、ニュージーランドと新たに FTA の締結で合意した。これは EU 離脱により、独自の判断で他国と交渉が可能となったことによって得られた成果である。その一方で、豪州とニュージーランドの英国の貿易額に占めるシェアは合わせても 2%に満たない。さらに、2022 年末までに貿易額に占める FTA のカバー率を 80%に引き上げる目標を掲げる英国にとって、最も重要なパートナーとなる米国との FTA 交渉は進展が見られていない。バイデン米大統領は、議定書を巡る英国の動きに懸念を表明しており、米国が EU に課していた鉄鋼とアルミニウムの輸入関税を、昨年 10 月に一定の数量までは賦課しないことを決めたのに対し、英国の同製品に対する関税撤廃は見送っている。英国が議定書の運用に一定の道筋をつけない限り、今後も英米 FTA 交渉の本格化は望めないだろう。この点も踏まえると、議定書に関して、英国が強気な姿勢を崩さずに、EU にさらなる譲歩を求め続けるのは難しいように思われる。EU の提示した改訂案をベースに、若干の修正を加える形で、お互いが妥協点を見つけ出すこととなろう。

図表 2 英国の対 EU 輸出入の伸び（2 年前比）



出所：ファクトセット、ONS より明治安田総研作成